新成人の先輩として一言

八木　主幸（北野）

幸福とは愛し愛される人間関係、即ち二人、三人、それ以上の多くの人達が同じ感情を味うことでないでしょうか。

私は理想の岩室村とは一言にいって明かるく豊かで、住よい村、子供から老人まですべての人々が幸せと、希望と喜びを感じ合うことができることだと思います。

老人は社会の尺度であるといいます。

老人いこいの家の建設をみたことはまことに、よろこばしいことであります。

また、体育協会を軸としたスポーツの振興は、まさに健康の象徴でありましょう。

このように未来に希望もてる、社会福祉のよりよい充実を切に念願しております。

佐藤　勝（岩室）

福祉社会とは、私たち、お互いが理解し合い、その結果生じる、小さな親切の集りの社会でないでしょうか。人それぞれ歩む道は違っても村民の一人として「明かるい豊かな岩室村」をめざす気持は同じであります。

新しい感覚と正しい判断力をもち、相手を理解し、認識し合う、村民連帯意識の芽ばえこそ、福祉社会建設の根源だと思います。

立派な施設も大切だとは考えますが、しかし、それよりもまず、村民一人々々の持つ温い心の結集だと思います。

岡村　義広（岩小教諭）

何故、人間だけが学ぶのか、こんな疑問を持った事が、おありのことと思います。

たしかに動物の社会にあっても学習は在存します。

しかしそれは、生きるために必要なものであり、人間的なものであり、人間のそれとは全くたく違っております。

何故なら、人間は文化を創造し、継承してゆかなければならないのです。

人間社会のあすを築き、今日の営みのために教育は必要であり、一層の振興を図らなければならないと思うのです。

大平　幸雄（西中）

教育とは文明文化を学ぶ場であり、現代の人間が人間として、守らなければならない常識のルールを学ぶ場であり、学ぶことを教える場でもあると思います。

人間は生涯学習であります。それぞれの年令段階に応じて、適切な学習活動が継続できる、体制の確立が必要だと思います。

鈴木　鴻司（間瀬）

高度経済成長により家庭生活の周期が変化し、余暇が増大してまいりました。

「所得が増え、時間が余る」当然の結果として、このもてあます、余暇の運用が大きな生活課題になってくることは明らかです。

これからの主婦は、お金のやりくりと共に余暇のやりくりも重要な処世術の一つとなってくると思います。

このような将来を、予側しての自然休養村構想は、当を得た発展計画として高く評価し、大いに期待したいと思います。

ご参加下さい

若夫婦のつどい

巻普及所、役場（福祉課、農政課）公民館共催により、岩室村の若夫婦のつどいを開催いたします。

これは、家庭における人間関係から、育児の問題等実際生活に即した、若い夫婦の課題について取り上げ、より幸福な家庭生活を、築いてもらうため開催するものです。

夫婦おそろいでお出かけください。

期日　二月二十五日（日）午後一時より、

場所　岩室村役場

内容　生活技術競技

シンポジューム

（主題）若夫婦に望むこと

子供のしつけ

父母の役割

老人医療費……

必ず「健康保険証」を持参下さい。

70才以上の老人に対する「老人医療費の支給制度」が1月1日より始まりました。

●病院等で受診されるときは「健康保険証又は組合員証」と、前にお渡しいたしました「受給者証」「老人医療費請求書」の三つを必ず持参してください。忘れますと、この制度の対象にならない場合があります。

●寒さは体にひびきます。夜中の便所や、お風呂に入る時は、体を冷やさない様に気をつけましょう。（社会福祉課）

毎年続く善意の募金

立正佼成会岩室法座の方々が御多忙の中、不幸な人達にと今年も歳末募金をして下さいました。

師走の27日代表の中山幸雄さんが尊い浄財三、〇一五円をわざわざ役場まで届けて下さいました。

大変ありがとうございました。

早速不幸な方々へ歳末慰問金としておくばりさせていただきました。

御尊父をなくされた御遺族より御寄附

和納三区の佐藤徳太郎さんは84才の天寿を全うされ、昨年11月17日御他界されました。

御遺族の佐藤弥三平さんより去る12月27日、社会福祉事業にと五万円の御寄附が届けられました。

石瀬の小池彦太郎さんも83才で去る一月八日大往生をとげられ、御遺族の小池丈夫さんより社会福祉に二万円の御寄附をいただきました。

故人の御めい福をお祈りいたしますと共に、御遺族の御厚意に哀心より感謝申し上げます。

四月一日より児童手当の支給対象範囲が拡大されます

家庭と社会がともども、児童の健全な育成を願い、昭和47年1月から児童手当制度が生まれまして、このたびさらに、段階的実施に伴う支給対象範囲の拡大が昭和48年4月1日より実施されることになりました。

●改正の内容

18才未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの1人以上が10才未満（今までは5才未満であった）に引き上げられます。

△現在、当村の受給者は約90名ですが、この度の制度改正により、4月1日からは120名を超える見込みです。

該当すると思われる方は

申請手続きをしてください

●手続の方法

1、期日　2月7日～9日まで

2、ところ　岩室村役場社会福祉課

間瀬の場合は間瀬支所

3、持参願うもの

「印かん」「健康保険証」又は「社会保険の組合員証」

●手当の支給

該当児童数1人につき月額三千円、最初の支給時期は六月です。

△その他

児童手当の支給を受けようとするときは、所在地の市町村長に受給資格および児童手当の額について、認定の請求を行ないその認定を受けなければ受給できません。忘れずに手続きをして下さい。

△この制度について、御不明な点や、詳しいことは、役場の社会福祉課にお問い合わせください。

昭和四十八年実行目標

飲酒運転をやめよう

学校だより

間瀬小学校

前回には学校百年の歴史をふりかえってみましたが今回は現在のようすを紹介いたします。

地域を含めた学校の特徴をあげますと、学区が一つづきにまとまっていることと、児童数が減少して、現在は全部で七十七名という小規模校であること。子どもたちは明るく、すなおで、勤労をいやがらないこと。などがあげられますが、自主性向上心などの面で物足りない感じです。

このような実態に立って学校では児童のよい面はさらに伸ばし、不充分なところは大いに努力させようということから、目標を次のように定めています。

間瀬小学校教育目標、

「明るく、がんばる強い子」

「豊かな心で、しっかり考えぬく子」

この目標を達成するため本年度特に力を入れていることは、勉強のときは、よく考えてはっきり発表する児童会の活動を活発にし、その計画から実践まで自分たちの力でやりぬく。健康に注意し、進んで体を鍛える。音楽に親しむ機会を多くし、また動植物の飼育、栽培を通して情操を豊かにする。というようなことです。

児童数が少ない事は、利点もあり欠点もあります。一人一人の児童に教師の目が充分とどくこと、児童にすればいろいろな機会にそれぞれ発表の場が与えられることなどよい点です。例えば劇などやる場合、全員出演してもまだ人が足りない程です。

困ることの一つに体育があります。特に団体競技にこのことが言えます。そこで今年は三・四年、五・六年はそれぞれ合同で体育をやっています。清掃も大変ですが、担当の一つの場所へ六年生から一年生までをまぜて配当しております。清掃のようすを見ていると上級生が下級生を指導したり指示したりでよく世話をやいており、このことはむしろ教育的に価値のあることであり有意義なことと考えています。

運動会でも児童だけでは物足りず、地域との合同でやっていますが、もとから父兄の応援のにぎやかな間瀬のこととて、父兄が参加することになれば全く勇壮な運動会となり、間瀬名物の一つといってよい程です。

次にPTAの活動についてですが、会員の皆さんの意識が高く、会員の研修に児童の健全な成長と福祉のための諸活動に積極的にとりくんでおり、このことは毎月の学校参観日の出席が常に六〇％前後であることからもうかがえるところです。

今年も学校参観、他校見学、講演会等例年行なわれた事業を進めて来ましたが新しい試みとして親子レクリエーションがとりあげられました。九月にはスポーツ的な内容のものが実施されましたが、二回目は一月に室内レクを実施する予定になっています。その際併せて餅つきの行事も組み合わせようという話しも出ています。このような親、子、教師の三者が一体となって学校の活動は、日常の教育活動の支えとして意義深いものと考えられます。

以上学校の現状の一端を紹介しましたが、われわれ職員は一面から見れば利点と考えられる小人数学級の特質を生かし、一人一人の児童の個性を伸ばすきめ細かい指導を進めてゆきたいと考え、また努力しております。

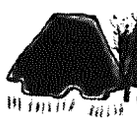

中学校教育課程の改訂について

あけましておめでとうございます。今年も本村教育振興の為御協力をお願い申上げます。今日は一つ学習のことに因んで、今年から改められた中学校教育課程のことについてごく簡単にお話しを申上げたいと思います。

教育課程とはひとくちにいって、公私立学校に於ける児童生徒が学習することを期待されている教育内容の系列をいいます。我国では通常十年に一回ずつこれを改められることになっております。昭和四十六年度は、小学校の教育課程が、そして今年（昭和四十七年度）は中学校に於ける教育課程が変りました。これは今迄実施されて来た教育課程に反省が加えられ、さらに教育内容の充実をめざして中学校では次のことが強調されて実施されています。

一、今までの中学校教育では知識偏重のきらいがなかったかという反省に立って教育のみならず、他の色々の活動もいっそう重視していくこと、即ち「調和と統一ある人間」の育成をめざすこと。

二、現在の教育内容があまりにも複雑で多すぎると思われるので、教育内容を精選して集約することをめざす。

三、生徒一人、ひとりの能力と適性にあった教育をほどこすこと。

これ等のことを強力的に運営していくことなどが、こんどの中学校の新しい教育方針の基本的な考え方です。これによって具体的に変って来ることは今まで教材、道徳、特別教育活動、学校行事、の四つの領域に分けられていたものが、改訂されて教科、道徳、特別活動の三つの領域になりました。

この三つの領域はすべて大切なものですが、特に知識の偏重から脱するために、特別活動が非常に重視され、頭でっかちの人間形成から人格的に調和と統一ある人間形成をめざそうということです。たとえば必修のクラブ活動が授業の中にくみこまれ、生徒全員が何かのクラブに加入し自分の趣味特性を伸ばすことが強調されたり、保健体育の時間が多くなっていることなどです。そのほか数学、音楽、美術、などの選択制をなくしたこと、授業の時間数の標準が示されたこと、勉強が示されたこと、勉強が振わない生徒に対する特別の考慮が払われていることなどいろいろ変ってきております。各教科の時間数や取扱う内容についても検討が加えられて精選と集約が行なわれて来ています。

以上のことをまとめてひとくちにいうならば、生徒の人格的発展をめざす全人教育ということになると思います。しかしこれは言葉では簡単なことですが実際行なうとなると仲々容易なことではありません。

学校では現在それを実現するために学校としての計画を樹ててその計画に沿って教育をすすめていくことになっております。今一つ重要なことは知識偏重を打ちやぶるとはいいながら、高等学校の入学試験制度などと関連づけて考えてみると、来年度以降の入試制度の改革はある程度進んではいるものの、まだまだ根本的な問題解決にはいっているとはいい切れないように思われるし、大きな問題点として今後更に検討が加えられるべきだと思います。

（文責　教育長大岩修作）